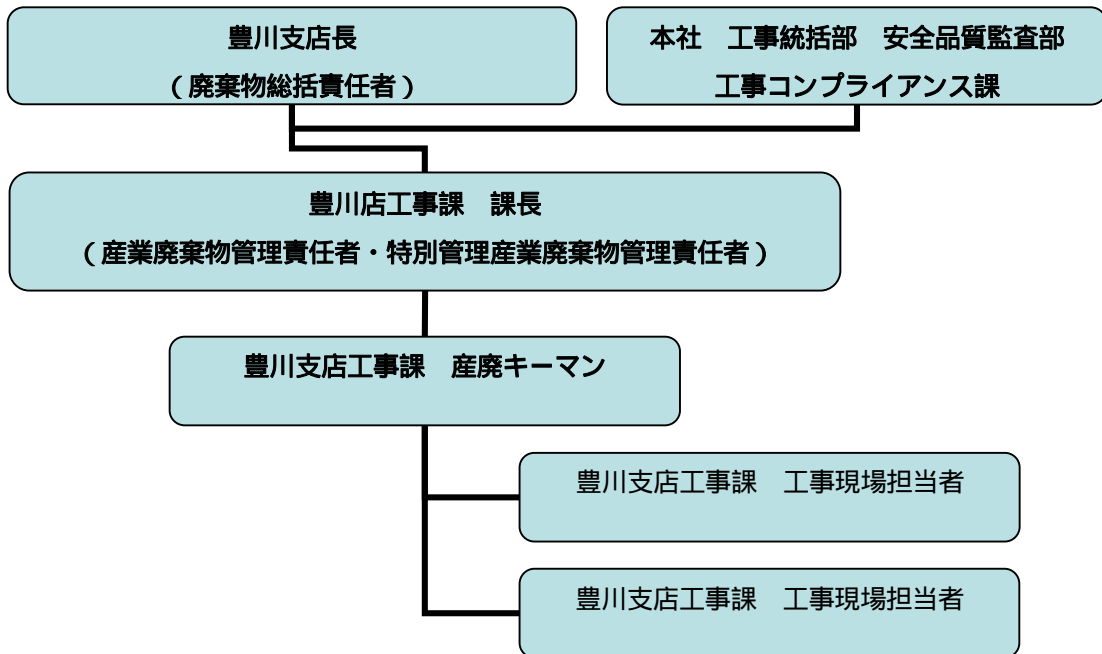


(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2012年 6月 27日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 愛知県豊川市豊が丘町197番地	
氏名 大東建託株式会社 豊川支店	
支店長 黒木 克博	
電話番号 0533-89-0050	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	大東建託株式会社 豊川支店
事業場の所在地	愛知県豊川市豊が丘町197番地
計画期間	平成24年4月1日 ~ 平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
事業の種類	06 : 総合工事業
事業の規模	元請完成工事高 : 2,236,468 千円
従業員数	43名
産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>コンクリート破片・アスファルト・がれき類 発生現場から分別作業を経て中間処理(破碎)へ排出し、再生利用を行っている。</p> <p>木くず・ 中間処理(破碎)へ排出し、チップ及びオガ粉化し有償譲渡・サーマル再生利用を行っている。</p> <p>廃プラ 中間処理業者にて分別し固形燃料として再資源化</p> <p>石膏ボード類 石膏ボードとして再資源化及び最終処分場へ埋立</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度(平成23年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず
	排出量	294.62 t	15.99 t
	(これまでに実施した取組) 専ら物処理委託契約を締結し、産業廃棄物処分量の削減		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず
	排出量	329.39 t	17.88 t
	(今後実施する予定の取組) 廃プラ・分別を確実にを行うと共に、簡易包装資材納入の推奨。 紙くず・分別を確実にを行い専ら物処理を促進し排出の抑制実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 専ら物処理委託契約の締結
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

第2面

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
	排出量	548.07 t	1.34 t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物の細かい分別を励行し、産業廃棄物処分量の削減		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
	排出量	612.76 t	1.50 t
	（今後実施する予定の取組） 木くず・・・分別を確実にを行うと共に、必要数量を精査し、余剰材の発生を抑制。 繊維くず・・・分別を確実にを行い、排出量の抑制実施		
産業廃棄物の分別に関する事項			
現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別を推進し、必要数量精査による廃棄物発生の抑制。		
計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別BOX等の集積箇所を明確化し、確実な分別を推進。		

第2面

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
	排出量	81.62 t	29.30 t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物の細かい分別を励行し、産業廃棄物処分量の削減		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
	排出量	91.25 t	32.76 t
	（今後実施する予定の取組） 金属くず・・・分別を確実にを行うと共に、必要数量を精査し、余剰材の発生を抑制。 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ・・・分別を確実にいき、排出量の抑制実施		
産業廃棄物の分別に関する事項			
現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 確実な分別を呼びかけ・指導。		
計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別BOX等の集積箇所を明確化し、確実な分別を推進。		

第 2 面

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	がれき類
	排 出 量	229.40 t	262.28 t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物の細かい分別を励行し、産業廃棄物処分量の削減		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	がれき類
	排 出 量	256.48 t	293.24 t
	（今後実施する予定の取組） 石膏ボード・・・分別を確実に行うと共に、必要数量を精査し、余剰材の発生を抑制。 がれき類・・・分別を確実に行うと共に、必要数量を精査し、余剰材の発生を抑制。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別を推進し、必要数量精査による廃棄物発生の抑制。		
計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別BOX等の集積箇所を明確化し、確実な分別を推進。		

第2面

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片
	排出量	1602.01 t	233.50 t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物の細かい分別を励行し、産業廃棄物処分量の削減		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片
	排出量	1791.10 t	261.06 t
	（今後実施する予定の取組） コンクリート破片・・・場内リサイクルによる搬出量抑制の模索。 アスファルト・コンクリート破片・・・分別を確実にを行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別を指示・指導。		
計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特に無し。		

第2面

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	【石綿混合】ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	【石綿混合】がれき類
	排出量	7.00 t	20.27 t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物の細かい分別を励行し、産業廃棄物処分量の削減		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	【石綿混合】ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	【石綿混合】がれき類
	排出量	7.83	22.66 t
	（今後実施する予定の取組） 【石綿混合】ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ・・・分別を確実に行う。 【石綿混合】がれき類・・・分別を確実に行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別を指示・指導すると共に、不必要に他の廃材を混ぜない。		
計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特別な、廃材であるので、搬出時の目視確認を行う。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 20		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度(平成23年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	別紙参照	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照	
	再生利用業者への処理委託量	別紙参照	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙参照	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙参照	
	(これまでに実施した取組) ・工事現場で可能な限り分別を実施・回収し、中間処理業者へ処理委託を実施・再度分別を行った後、可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の削減を計る。		

計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	別紙参照	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙参照	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙参照	
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙参照	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙参照	
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者を選定する。 ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。		
事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 欄は記入しないこと。

